

新旧対照表

平成21年10月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>平成21年<u>10</u>月からの介護給付費等に係る 支給決定事務等について (事務処理要領)</p> <p>第1 支給決定等の実施主体 I 基本的な取扱い II 居住地特例 第2 支給決定事務 I 支給決定の概要 1 支給決定の性質 2 対象となる障害者等 3 支給決定の流れ 4 介護給付・訓練等給付と障害程度区分の関係について 5 サービスの種類、内容及び対象者 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p>	<p>平成21年<u>4</u>月からの介護給付費等に係る 支給決定事務等について (事務処理要領)</p> <p>第1 支給決定等の実施主体 I 基本的な取扱い II 居住地特例 第2 支給決定事務 I 支給決定の概要 1 支給決定の性質 2 対象となる障害者等 3 支給決定の流れ 4 介護給付・訓練等給付と障害程度区分の関係について 5 サービスの種類、内容及び対象者 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p>

(7) 略

(8) 略

(9) 共同生活介護

ア サービスの内容（法第5条第10項）

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分2以上に該当する身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者及び精神障害者

なお、身体障害者が共同生活介護を利用するに当たっては、

① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活介護の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること、

② 共同生活介護の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないこと

に留意されたい。

(10) 略

(11) 自立訓練（機能訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(7) 略

(8) 略

(9) 共同生活介護

ア サービスの内容（法第5条第10項）

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分2以上に該当する知的障害者及び精神障害者

(10) 略

(11) 自立訓練（機能訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② **特別支援**学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

(1 2) 自立訓練（生活訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② **特別支援**学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

(1 3) 略

(1 4) 略

(1 5) 就労継続支援A型

ア サービスの内容（法第5条第15項）

イ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② **盲・ろう・養護**学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

(1 2) 自立訓練（生活訓練）

ア サービスの内容（法第5条第13項）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② **養護**学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

(1 3) 略

(1 4) 略

(1 5) 就労継続支援A型

ア サービスの内容（法第5条第15項）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者
- ② **特別支援**学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

ウ 特例

(ア) 特例の考え方

障害者自立支援法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、下記により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

(イ) 要件

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、雇用による利用者に係る利用定員の半数未満であること。ただし、当該利用者は10人を超えることができないこと。
- ③ 雇用契約を締結する利用者とは雇用契約を締結しない利用者の作業場

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

イ 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者
- ② **盲・ろう・養護**学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

ウ 特例

(ア) 特例の考え方

障害者自立支援法においては、障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大をめざしているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、下記により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。

(イ) 要件

- ① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
- ② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、雇用による利用者に係る利用定員の半数未満であること。ただし、当該利用者は10人を超えることができないこと。
- ③ 雇用契約を締結する利用者とは雇用契約を締結しない利用者の作業場

所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

(16) 略

(17) 共同生活援助

ア サービスの内容（法第5条第16項）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分1以下に該当する身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者及び精神障害者

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること、

② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないこと

に留意されたい。

※ 障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

II 支給申請

III 障害程度区分

IV 市町村審査会（市町村運営要綱より）

V 障害程度区分の認定

1 障害程度区分の認定を行う場合

所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

(16) 略

(17) 共同生活援助

ア サービスの内容（法第5条第16項）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

イ 対象者

障害程度区分が区分1以下に該当する知的障害者及び精神障害者。

※ 障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

II 支給申請

III 障害程度区分

IV 市町村審査会（市町村運営要綱より）

V 障害程度区分の認定

1 障害程度区分の認定を行う場合

(1) 対象となるサービスの種類

市町村は、介護給付費の支給対象となる次のサービスに係る支給申請があったときに、障害程度区分の認定を行う。

- ア 居宅介護
- イ 重度訪問介護
- ウ 行動援護
- エ 療養介護
- オ 生活介護

- カ 短期入所
- キ 重度障害者等包括支援
- ク 共同生活介護
- ケ 施設入所支援

(2) 略

- 2 障害程度区分の認定の手續
- 3 障害程度区分の認定
- VI 障害児に係る支給決定の方法
- VII 支給決定
 - 1 支給決定の際の勘案事項
 - 2 他法との給付調整（法第7条）

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

※ 政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担にお

(1) 対象となるサービスの種類

市町村は、介護給付費の支給対象となる次のサービスに係る支給申請があったときに、障害程度区分の認定を行う。

- ア 居宅介護
- イ 重度訪問介護
- ウ 行動援護
- エ 療養介護
- オ 生活介護

カ 児童デイサービス

- キ 短期入所
- ク 重度障害者等包括支援
- ケ 共同生活介護
- コ 施設入所支援

(2) 略

- 2 障害程度区分の認定の手續
- 3 障害程度区分の認定
- VI 障害児に係る支給決定の方法
- VII 支給決定
 - 1 支給決定の際の勘案事項
 - 2 他法との給付調整（法第7条）

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

※ 政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担にお

いて自立支援給付に相当するものとは、一例として、国家賠償法に基づく賠償としての給付が挙げられる。

※ 平成18年10月以降、指定障害者支援施設となった国立障害者リハビリテーションセンターに入所し、国立職業リハビリテーションセンターにおいて就労移行支援に相当するサービスを利用することが可能であるが、その場合、当該就労移行支援に相当するサービスについては、法第7条に規定する「国の負担において自立支援給付に相当するサービスが行われたとき」に該当するものとし、「就労移行支援」にかかる訓練等給付費の支給は行わないものとする。

(1) 略

(2) 略

3 支給決定基準の作成

4 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ（併給関係）

5 訓練等給付に係る支給決定

6 支給決定事項等

(1) 略

(2) 略

(3) 支給決定に係る具体的な取扱い

ア 国立障害者リハビリテーションセンター入所者が国立職業リハビリテーションセンターで職業リハビリテーションを受ける場合の取扱い

平成18年10月以降においても、従前と同様、指定障害者支援施設となった国立障害者リハビリテーションセンターに入所して、国立職業リハビリテーションセンターにおいて職業リハビリテーション（就労移行支援に相当するサービスと解される。）を利用することが可能であり、対象者のある市町村は、以下の点に留意して支給決定する。

① 市町村は、当該対象者に対し、国立障害者リハビリテーションセンターが実施する就労移行支援及び施設入所支援の利用を認める支給決定を行

いて自立支援給付に相当するものとは、一例として、国家賠償法に基づく賠償としての給付が挙げられる。

※ 平成18年10月以降、指定障害者支援施設となった国立~~身体~~障害者リハビリテーションセンターに入所し、国立職業リハビリテーションセンターにおいて就労移行支援に相当するサービスを利用することが可能であるが、その場合、当該就労移行支援に相当するサービスについては、法第7条に規定する「国の負担において自立支援給付に相当するサービスが行われたとき」に該当するものとし、「就労移行支援」にかかる訓練等給付費の支給は行わないものとする。

(1) 略

(2) 略

3 支給決定基準の作成

4 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ（併給関係）

5 訓練等給付に係る支給決定

6 支給決定事項等

(1) 略

(2) 略

(3) 支給決定に係る具体的な取扱い

ア 国立~~身体~~障害者リハビリテーションセンター入所者が国立職業リハビリテーションセンターで職業リハビリテーションを受ける場合の取扱い

平成18年10月以降においても、従前と同様、指定障害者支援施設となった国立~~身体~~障害者リハビリテーションセンターに入所して、国立職業リハビリテーションセンターにおいて職業リハビリテーション（就労移行支援に相当するサービスと解される。）を利用することが可能であり、対象者のある市町村は、以下の点に留意して支給決定する。

① 市町村は、当該対象者に対し、国立~~身体~~障害者リハビリテーションセンターが実施する就労移行支援及び施設入所支援の利用を認める支給決定

う。

② 当該対象者が国立職業リハビリテーションセンターで職業リハビリテーションを受ける場合は、当該サービスは就労移行支援に相当するサービスと解されることから、法第7条に規定する「国の負担において自立支援給付に相当するサービスが行われたとき」に該当するものとし、「就労移行支援」にかかる訓練等給付費の支給は行わないものとする。

③ この結果、当該対象者は、日中活動は国立職業リハビリテーションセンターによる支援（就労移行支援に相当する事業。訓練等給付費の支給対象外。）を利用しつつ、夜間は国立障害者リハビリテーションセンターが提供する施設入所支援（介護給付費の支給対象）を利用することとなる。

イ 通院等介助の取扱い

障害者等の病院等への通院等のための介助の具体的な取扱いは、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によるものとする。

7 支給量

(1) 略

(2) 略

(3) 支給量の定め方

障害福祉サービスの種類の区分に応じて、以下の考え方により支給量を定める。

なお、複数のサービスを組み合わせて支給決定する場合（併給が認められないサービスを除く。）は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する。

ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）

あらかじめ定めた支給決定基準に照らしつつ、障害程度区分その他の勘案事項を踏まえて支給量を定める。

を行う。

② 当該対象者が国立職業リハビリテーションセンターで職業リハビリテーションを受ける場合は、当該サービスは就労移行支援に相当するサービスと解されることから、法第7条に規定する「国の負担において自立支援給付に相当するサービスが行われたとき」に該当するものとし、「就労移行支援」にかかる訓練等給付費の支給は行わないものとする。

③ この結果、当該対象者は、日中活動は国立職業リハビリテーションセンターによる支援（就労移行支援に相当する事業。訓練等給付費の支給対象外。）を利用しつつ、夜間は国立**身体**障害者リハビリテーションセンターが提供する施設入所支援（介護給付費の支給対象）を利用することとなる。

イ 通院等介助の取扱い

障害者等の病院等への通院等のための介助の具体的な取扱いは、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によるものとする。

7 支給量

(1) 略

(2) 略

(3) 支給量の定め方

障害福祉サービスの種類の区分に応じて、以下の考え方により支給量を定める。

なお、複数のサービスを組み合わせて支給決定する場合（併給が認められないサービスを除く。）は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する。

ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）

あらかじめ定めた支給決定基準に照らしつつ、障害程度区分その他の勘案事項を踏まえて支給量を定める。

イ 短期入所

一月当たりの利用必要日数を支給量として定める。

各月において平均的に利用が必要と認められる場合は、1年以内の支給決定の有効期間を通じて「〇〇日/月」として均一の支給量を定めることが可能であるが、月により利用必要日数が異なる場合は、各月ごとに異なる支給量を定める。また、利用が単発である場合は、必要な月のみ支給量を定めて支給決定することも考えられる。

ウ 重度障害者等包括支援

一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、対象者の個別的な介護ニーズに基づき作成した1週間の利用計画に基づき、一日当たりの平均単位数を算出して各月の暦日数を乗じ、各月ごとの支給量を定める。

※ 詳細は、「重度障害者等包括支援の取扱いについて」(平成18年9月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)によるものとする。

エ 日中活動サービス(生活介護、旧法施設支援(通所)、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)

平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することを決定しているものとみなしているところであるが、平成18年10月以降の障害者自立支援法移行後においても、新体系の日中活動サービス及び旧法施設支援(通所)については、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数(支給量)は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

① 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支

イ 短期入所

一月当たりの利用必要日数を支給量として定める。

各月において平均的に利用が必要と認められる場合は、1年以内の支給決定の有効期間を通じて「〇〇日/月」として均一の支給量を定めることが可能であるが、月により利用必要日数が異なる場合は、各月ごとに異なる支給量を定める。また、利用が単発である場合は、必要な月のみ支給量を定めて支給決定することも考えられる。

ウ 重度障害者等包括支援

一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、対象者の個別的な介護ニーズに基づき作成した1週間の利用計画に基づき、一日当たりの平均単位数を算出して各月の暦日数を乗じ、各月ごとの支給量を定める。

※ 詳細は、「重度障害者等包括支援の取扱いについて」(平成18年9月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)によるものとする。

エ 日中活動サービス(生活介護、旧法施設支援(通所)、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)

平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することを決定しているものとみなしているところであるが、平成18年10月以降の障害者自立支援法移行後においても、新体系の日中活動サービス及び旧法施設支援(通所)については、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数(支給量)は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

① 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支

援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間（以下、「対象期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。

② ①に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

※ 詳細は、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日付け障障発第0928001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によること。

オ 居住系サービス（療養介護、共同生活介護、施設入所支援、旧法施設支援（入所）、宿泊型自立訓練、共同生活援助）

支給決定の有効期間中における各月における暦日数を支給量として定める。

ただし、共同生活介護及び共同生活援助において体験的な利用を行う場合、各月における暦日数を上限として、必要な日数を定めるものとする。

8 支給決定の有効期間

9 支給決定（却下決定）の通知

10 支給決定の変更

11 支給決定に関する事項の変更の届出

12 支給決定の取消し

援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間（以下、「対象期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。

② 平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

③ ①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

※ 詳細は、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日付け障障発第0928001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）によること。

オ 居住系サービス（療養介護、共同生活介護、施設入所支援、旧法施設支援（入所）、宿泊型自立訓練、共同生活援助）

支給決定の有効期間中における各月における暦日数を支給量として定める。

ただし、共同生活介護及び共同生活援助において体験的な利用を行う場合、各月における暦日数を上限として、必要な日数を定めるものとする。

8 支給決定の有効期間

9 支給決定（却下決定）の通知

10 支給決定の変更

11 支給決定に関する事項の変更の届出

12 支給決定の取消し

13 支給決定の更新

(1) 略

(2) 支給決定の更新に係る利用期間の取扱い

- ア 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービス
- イ 宿泊型自立訓練
- ウ 就労継続支援
- エ 共同生活介護及び共同生活援助における地域移行型ホーム

地域移行型ホームは、入所・入院から地域生活への移行プロセスを支える経過的な利用施設（共同生活住居）と位置付け、以下の条件を満たす場合に利用を限定している。

- ・利用者は、日中、外部の事業所等へ通う
- ・経過的な利用とする（原則2年間）
- ・地域住民との交わりを確保する
- ・居住の場としてふさわしい環境を確保する
- ・地域のサービス整備量が十分でない場合に限る

したがって、2年間を超えて支給決定の更新の申請があった場合には、市町村は市町村審査会の意見を聴き、真に必要なやむを得ない事情があるかどうかを十分に確認し、真にやむを得ない場合に限って必要最小限の有効期間で更新するとともに、できるだけ早期に本来の地域移行ができるよう必要な調整を行うこと。

VIII 経過措置等の取扱い

IX 利用者負担上限月額の設定

X 受給者証の交付

- 1 受給者証の意義
- 2 受給者証の様式例
- 3 受給者証の記載事項
- 4 受給者証の記載方法

13 支給決定の更新

(1) 略

(2) 支給決定の更新に係る利用期間の取扱い

- ア 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービス
- イ 宿泊型自立訓練
- ウ 就労継続支援
- エ 共同生活介護及び共同生活援助における地域移行型ホーム

地域移行型ホームは、入所・入院から地域生活への移行プロセスを支える経過的な利用施設（共同生活住居）と位置付け、以下の条件を満たす場合に利用を限定している。

- ・利用者は、日中、外部の事業所等へ通う
- ・経過的な利用とする（原則2年間）
- ・地域住民との交わりを確保する
- ・居住の場としてふさわしい環境を確保する
- ・地域のサービス整備量が十分でない場合に限る

したがって、2年間を超えて支給決定の更新の申請があった場合には、市町村は、真に必要なやむを得ない事情があるかどうかを十分に確認し、真にやむを得ない場合に限って必要最小限の有効期間で更新するとともに、できるだけ早期に本来の地域移行ができるよう必要な調整を行うこと。

VIII 経過措置等の取扱い

IX 利用者負担上限月額の設定

X 受給者証の交付

- 1 受給者証の意義
- 2 受給者証の様式例
- 3 受給者証の記載事項
- 4 受給者証の記載方法

(1) 略

(2) 介護給付費の支給決定内容欄 (二面・三面)

ア 障害程度区分及び認定有効期間

介護給付費の支給決定に際して認定した障害程度区分及びその有効期間を記載する。

(記載例)

① 障害程度区分 非該当、区分1、区分2、・・・、区分6

② 認定有効期間 平成18年10月1日から平成21年9月30日まで

※ 「非該当」の場合は、有効期間は設定されないので、「—」とする。

イ サービス種別、支給量等、支給決定期間 (旧法施設支援を除く)

支給決定を行った障害福祉サービスの種類、当該サービスの種類の支給量、支給決定の有効期間、その他支給決定時に市町村が決定、確認等を行った報酬請求等に必要な事項等を、サービスの区分ごとに記載する。

なお、旧法施設支援については、三面の旧法施設支援欄に記載する。

(ア) サービス種別

以下の区分で記載する。

- ・居宅介護 (居宅における身体介護中心)
- ・居宅介護 (通院等介助 (身体介護を伴う場合) 中心)
- ・居宅介護 (家事援助中心)
- ・居宅介護 (通院等介助 (身体介護を伴わない場合) 中心)
- ・居宅介護 (通院等乗降介助中心)
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・児童デイサービス

(1) 略

(2) 介護給付費の支給決定内容欄 (二面・三面)

ア 障害程度区分及び認定有効期間

介護給付費の支給決定に際して認定した障害程度区分及びその有効期間を記載する。

(記載例)

① 障害程度区分 非該当、区分1、区分2、・・・、区分6

② 認定有効期間 平成18年10月1日から平成21年9月30日まで

※ 「非該当」の場合は、有効期間は設定されないので、「—」とする。

イ サービス種別、支給量等、支給決定期間 (旧法施設支援を除く)

支給決定を行った障害福祉サービスの種類、当該サービスの種類の支給量、支給決定の有効期間、その他支給決定時に市町村が決定、確認等を行った報酬請求等に必要な事項等を、サービスの区分ごとに記載する。

なお、旧法施設支援については、三面の旧法施設支援欄に記載する。

(ア) サービス種別

以下の区分で記載する。

- ・居宅介護 (居宅における身体介護中心)
- ・居宅介護 (通院等介助 (身体介護を伴う場合) 中心)
- ・居宅介護 (家事援助中心)
- ・居宅介護 (通院等介助 (身体介護を伴わない場合) 中心)
- ・居宅介護 (通院等乗降介助中心)
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・児童デイサービス

- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・共同生活介護
- ・施設入所支援

(イ) 支給量等

サービス種別ごとに支給決定した支給量、当該サービスに係る報酬の算定上あらかじめ市町村において決定、確認等が必要な事項、その他必要な事項について記載する。

a 支給量の記載例

以下は記載例であり、事業者が記載内容の意味を誤解するおそれがないと認められる限りにおいて、各市町村の判断により適宜略記等することは差し支えない。

- (a) 居宅介護（居宅における身体介護中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）中心）、居宅介護（家事援助中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心）

・・・〇〇時間30分／月（1回当たり〇時間まで）

※ 1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たり利用可能時間数を記載する。

- (b) 居宅介護（通院等乗降介助中心）・・・〇〇回／月

- (c) 行動援護・・・〇〇時間30分／月

- (d) 重度訪問介護・・・〇〇時間30分（うち移動介護〇〇時間30分）／月

- (e) 生活介護・・・当該月の日数から8日を控除した日数／月

- (f) 児童デイサービス、短期入所・・・〇〇日／月

- (g) 重度障害者等包括支援・・・（〇〇単位×当該月の日数）単位／月

- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・共同生活介護
- ・施設入所支援

(イ) 支給量等

サービス種別ごとに支給決定した支給量、当該サービスに係る報酬の算定上あらかじめ市町村において決定、確認等が必要な事項、その他必要な事項について記載する。

a 支給量の記載例

以下は記載例であり、事業者が記載内容の意味を誤解するおそれがないと認められる限りにおいて、各市町村の判断により適宜略記等することは差し支えない。

- (a) 居宅介護（居宅における身体介護中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）中心）、居宅介護（家事援助中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心）

・・・〇〇時間30分／月（1回当たり〇時間まで）

※ 1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たり利用可能時間数を記載する。

- (b) 居宅介護（通院等乗降介助中心）・・・〇〇回／月

- (c) 行動援護・・・〇〇時間30分／月

- (d) 重度訪問介護・・・〇〇時間30分（うち移動介護〇〇時間30分）／月

- (e) 生活介護・・・当該月の日数から8日を控除した日数／月

- (f) 児童デイサービス、短期入所・・・〇〇日／月

- (g) 重度障害者等包括支援・・・（〇〇単位×当該月の日数）単位／月

(h) 療養介護、共同生活介護、施設入所支援・・・当該月の日数/月
※ 共同生活介護を体験利用する場合にあつては、連続して利用可能な日数と年間で利用可能な日数を記載する。

b その他記載が必要な加算事項等及びその記載例

(a) 居宅介護

- ・報酬加算対象者の確認・・・特別地域加算
- ・2人介護の承認・・・2人介護可

(b) 重度訪問介護

- ・報酬加算対象者の確認・・・7.5%加算、15%加算、特別地域加算
- ・2人介護の承認・・・2人介護可

(c) 行動援護

- ・報酬加算対象者の確認・・・特別地域加算
- ・2人介護の承認・・・2人介護可

(d) 短期入所

- ・障害児の単価区分の決定・・・区分1、区分2、区分3
- ・医療型の確認
 - ①療養介護対象者・・・医療型（療養介護）
 - ②重症心身障害児・・・医療型（重心）
 - ③遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾患を有する者・・・医療型（その他）
- ・**重度障害者支援加算対象者の確認・・・重度支援**

(e) 重度障害者等包括支援

- ・報酬加算対象者の確認・・・特別地域加算
- ・共同生活介護利用型の決定・・・共同生活介護利用型
- ※ 利用者負担の個別減免の対象となることから特定する。

(h) 療養介護、共同生活介護、施設入所支援・・・当該月の日数/月
※ 共同生活介護を体験利用する場合にあつては、連続して利用可能な日数と年間で利用可能な日数を記載する。

b その他記載が必要な加算事項等及びその記載例

(a) 居宅介護

- ・報酬加算対象者の確認・・・特別地域加算
- ・2人介護の承認・・・2人介護可

(b) 重度訪問介護

- ・報酬加算対象者の確認・・・7.5%加算、15%加算、特別地域加算
- ・2人介護の承認・・・2人介護可

(c) 行動援護

- ・報酬加算対象者の確認・・・特別地域加算
- ・2人介護の承認・・・2人介護可

(d) 短期入所

- ・障害児の単価区分の決定・・・区分1、区分2、区分3
- ・医療型の確認
 - ①療養介護対象者・・・医療型（療養介護）
 - ②重症心身障害児・・・医療型（重心）
 - ③遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾患を有する者・・・医療型（その他）

(e) 重度障害者等包括支援

- ・報酬加算対象者の確認・・・特別地域加算
- ・共同生活介護利用型の決定・・・共同生活介護利用型
- ※ 利用者負担の個別減免の対象となることから特定する。

(f) 共同生活介護

- ・経過の居宅介護利用型の確認・・・経過の居宅介護利用型
- ・重度障害者支援加算対象者の確認・・・重度支援
- ・自立生活支援加算対象者の承認
 - ・・・自立支援（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）
- ※ 支給決定時ではなく、当該加算対象事業所から提出された支給決定障害者の単身生活等への移行に向けた共同生活介護計画を承認した場合に随時記載する。
- ・地域生活移行個別支援特別加算
 - ・・・地域生活移行個別支援（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）

(g) 施設入所支援

- ・重度障害者支援加算対象者の確認
- ① 医師意見書により特別な医療が必要とされる身体障害者（②を除く）・・・重度支援（身体・基本）
- ② 区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者・・・重度支援（身体・重度）
- ③ 障害程度区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が15点以上である者・・・重度支援（知的）
- ・地域生活移行個別支援特別加算
 - ・・・地域生活移行個別支援（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）

(ウ) 支給決定期間

サービス種別ごとに、支給決定の有効期間を記載する。

ウ 旧法施設支援

支給決定を行った旧法施設支援に係るサービスの種類、支給量、障害程度区分、支給決定の有効期間、その他支給決定時に市町村が決定、確認等を行

(f) 共同生活介護

- ・経過の居宅介護利用型の確認・・・経過の居宅介護利用型
- ・重度障害者支援加算対象者の確認・・・重度支援
- ・自立生活支援加算対象者の承認
 - ・・・自立支援（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）
- ※ 支給決定時ではなく、当該加算対象事業所から提出された支給決定障害者の単身生活等への移行に向けた共同生活介護計画を承認した場合に随時記載する。
- ・地域生活移行個別支援特別加算
 - ・・・地域生活移行個別支援（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）

(g) 施設入所支援

- ・重度障害者支援加算対象者の確認
- ① 医師意見書により特別な医療が必要とされる身体障害者（②を除く）・・・重度支援（身体・基本）
- ② 区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者・・・重度支援（身体・重度）
- ③ 障害程度区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が15点以上である者・・・重度支援（知的）
- ・地域生活移行個別支援特別加算
 - ・・・地域生活移行個別支援（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）

(ウ) 支給決定期間

サービス種別ごとに、支給決定の有効期間を記載する。

ウ 旧法施設支援

支給決定を行った旧法施設支援に係るサービスの種類、支給量、障害程度区分、支給決定の有効期間、その他支給決定時に市町村が決定、確認等を行

った報酬請求等に必要な事項等を、サービス種別ごとに記載する。

(ア) サービス種別

以下の区分で記載する。

- ・旧身体障害者更生施設支援（入所）
- ・旧身体障害者更生施設支援（通所）
- ・旧身体障害者療護施設支援（入所）
- ・旧身体障害者療護施設支援（通所）
- ・旧身体障害者授産施設支援（入所）
- ・旧身体障害者授産施設支援（通所）
- ・旧知的障害者更生施設支援（入所）
- ・旧知的障害者更生施設支援（通所）
- ・旧知的障害者授産施設支援（入所）
- ・旧知的障害者授産施設支援（通所）
- ・旧知的障害者通勤寮支援

(イ) 支給量等

サービス種別ごとに支給決定した支給量、当該サービスに係る報酬の算定上あらかじめ市町村において決定、確認等が必要な事項、その他必要な事項について記載する。

a 支給量の記載例

(a) 旧法施設支援（入所）

・・・当該月の日数／月

(b) 旧法施設支援（通所）

・・・当該月の日数から8日を控除した日数／月

b その他記載が必要な加算事項等及びその記載例

(a) 旧身体障害者更生施設支援（入所）

・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複

(b) 旧身体障害者更生施設支援（通所）

った報酬請求等に必要な事項等を、サービス種別ごとに記載する。

(ア) サービス種別

以下の区分で記載する。

- ・旧身体障害者更生施設支援（入所）
- ・旧身体障害者更生施設支援（通所）
- ・旧身体障害者療護施設支援（入所）
- ・旧身体障害者療護施設支援（通所）
- ・旧身体障害者授産施設支援（入所）
- ・旧身体障害者授産施設支援（通所）
- ・旧知的障害者更生施設支援（入所）
- ・旧知的障害者更生施設支援（通所）
- ・旧知的障害者授産施設支援（入所）
- ・旧知的障害者授産施設支援（通所）
- ・旧知的障害者通勤寮支援

(イ) 支給量等

サービス種別ごとに支給決定した支給量、当該サービスに係る報酬の算定上あらかじめ市町村において決定、確認等が必要な事項、その他必要な事項について記載する。

a 支給量の記載例

(a) 旧法施設支援（入所）

・・・当該月の日数／月

(b) 旧法施設支援（通所）

・・・当該月の日数から8日を控除した日数／月

b その他記載が必要な加算事項等及びその記載例

(a) 旧身体障害者更生施設支援（入所）

・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複

(b) 旧身体障害者更生施設支援（通所）

- ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (c) 旧身体障害者療護施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
 - ・遷延性意識障害者加算対象者の確認・・・遷延性
 - ・筋萎縮性側索硬化症等障害者加算対象者の確認・・・ALS
- (d) 旧身体障害者療護施設支援（通所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (e) 旧身体障害者授産施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (f) 旧身体障害者授産施設支援（通所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (g) 旧知的障害者更生施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
 - ・強度行動障害者特別支援加算対象者の確認・・・強度
 - ・自活訓練加算の承認
 - ・・・自活訓練（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）

※ 支給決定時ではなく、当該加算対象施設から提出された支給決定障害者の地域での自立生活への移行に向けた居宅生活移行計画を承認した場合に随時記載する（(i)においても同様）。
- (h) 旧知的障害者更生施設支援（通所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (i) 旧知的障害者授産施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
 - ・自活訓練加算の承認
 - ・・・自活訓練（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）
- (j) 旧知的障害者授産施設支援（通所）

- ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (c) 旧身体障害者療護施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
 - ・遷延性意識障害者加算対象者の確認・・・遷延性
 - ・筋萎縮性側索硬化症等障害者加算対象者の確認・・・ALS
- (d) 旧身体障害者療護施設支援（通所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (e) 旧身体障害者授産施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (f) 旧身体障害者授産施設支援（通所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (g) 旧知的障害者更生施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
 - ・強度行動障害者特別支援加算対象者の確認・・・強度
 - ・自活訓練加算の承認
 - ・・・自活訓練（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）

※ 支給決定時ではなく、当該加算対象施設から提出された支給決定障害者の地域での自立生活への移行に向けた居宅生活移行計画を承認した場合に随時記載する（(i)においても同様）。
- (h) 旧知的障害者更生施設支援（通所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
- (i) 旧知的障害者授産施設支援（入所）
 - ・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複
 - ・自活訓練加算の承認
 - ・・・自活訓練（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）
- (j) 旧知的障害者授産施設支援（通所）

<p>・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複</p> <p>(k) 他障害受入の記載 他障害受入に係る支給決定をした場合は、「他障害受入（〇〇障害者）」と記載する。</p> <p>(㍑) 障害程度区分 旧法施設支援の種類ごとに定められた基準に基づき、該当する障害程度区分（ABC区分）を記載する。</p> <p>(㍔) 支給決定期間 サービス種別ごとに支給決定の有効期間を記載する。</p> <p>エ 予備欄</p> <p>(㍑) 経過措置該当者については、「特定旧法受給者（入所）」又は「特定旧法受給者（通所）」と記載する。</p> <p>(㍑) その他訓練等給付に係る記載事項について記載欄が不足する場合は、適宜当該欄を活用して記載する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>5 医療受給者証の記載方法</p> <p>6 受給者証の交付方法</p> <p>7 受給者証の再交付</p> <p>8 受給者証の返還</p> <p>第3 特例介護給付費・特例訓練等給付費その他の給付</p>	<p>・重度重複障害者加算対象者の確認・・・重度重複</p> <p>(k) 他障害受入の記載 他障害受入に係る支給決定をした場合は、「他障害受入（〇〇障害者）」と記載する。</p> <p>(㍑) 障害程度区分 旧法施設支援の種類ごとに定められた基準に基づき、該当する障害程度区分（ABC区分）を記載する。</p> <p>(㍔) 支給決定期間 サービス種別ごとに支給決定の有効期間を記載する。</p> <p>エ 予備欄</p> <p>(㍑) 経過措置該当者については、「特定旧法受給者（入所）」又は「特定旧法受給者（通所）」と記載する。</p> <p>(㍑) その他訓練等給付に係る記載事項について記載欄が不足する場合は、適宜当該欄を活用して記載する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>5 医療受給者証の記載方法</p> <p>6 受給者証の交付方法</p> <p>7 受給者証の再交付</p> <p>8 受給者証の返還</p> <p>第3 特例介護給付費・特例訓練等給付費その他の給付</p>
--	--

<p>I 特例介護給付費・特例訓練等給付費 II 災害等による特例給付（法第31条） III サービス利用計画作成費 IV 高額障害福祉サービス費（法第33条） V 特定障害者特別給付費（補足給付） VI 特例特定障害者特別給付費（法第35条）</p> <p>第4 支給量の管理 I 支給量管理の考え方 II 短期入所の支給量管理 III 契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書（様式第26号） IV 支給管理台帳</p> <p>第5 利用者負担の上限額管理事務 I 利用者負担上限額管理事務の概要 1 利用者負担上限額管理対象者 2 利用者負担上限額管理者 3 上限額管理者の決定方法 4 利用者負担上限額管理事務の基本的な流れ （1）略 （2）略 （3）上限額管理事務の流れ <u>ア 上限額管理者は、当該事業所のみにおいて当該月の利用者負担額が、負担上限月額に達した場合には、達した時点において関係事業所に対し、「利用者負担額一覧表」（様式第3号）の提出が不要である旨を通知する。</u> <u>イ アによらない場合（上限額管理事業所のみでは利用者負担額が負担上限額に達しない場合）には、上限額管理者は関係事業所に対し「利用者負担額一覧表」（様式第3号）の提出を依頼することとし、関係事業者は、毎月3日（サービス提供月の翌月3日）までに、事業所番号単位で利用者負担額を</u></p>	<p>I 特例介護給付費・特例訓練等給付費 II 災害等による特例給付（法第31条） III サービス利用計画作成費 IV 高額障害福祉サービス費（法第33条） V 特定障害者特別給付費（補足給付） VI 特例特定障害者特別給付費（法第35条）</p> <p>第4 支給量の管理 I 支給量管理の考え方 II 短期入所の支給量管理 III 契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書（様式第26号） IV 支給管理台帳</p> <p>第5 利用者負担の上限額管理事務 I 利用者負担上限額管理事務の概要 1 利用者負担上限額管理対象者 2 利用者負担上限額管理者 3 上限額管理者の決定方法 4 利用者負担上限額管理事務の基本的な流れ （1）略 （2）略 （3）上限額管理事務の流れ</p> <p><u>ア 関係事業者は、毎月3日（サービス提供月の翌月3日）までに、事業所番号単位で利用者負担額を算出して、受給者証に記載された上限額管理者に「利用者負担額一覧表」（様式第3号）を提供する。</u></p>
--	---

算出して、受給者証に記載された上限額管理者に「利用者負担額一覧表」(様式第3号)を提供する。

ウ 上限額管理者は、

① アによる場合には、関係事業所及び当該事業所の管理結果後利用者負担額(0円)のみを「利用者負担上限額管理結果表」に記載し、

② イによる場合には、提出された「利用者負担額一覧表」に基づき、「利用者負担上限額管理結果票」(様式第2号)を作成する。

エ 上限額管理者は、作成した「利用者負担上限額管理結果票」の内容について上限額管理対象者に確認を求める。

オ 上限額管理者は、毎月6日(サービス提供月の翌月6日)までに各関係事業所に「利用者負担上限額管理結果票」を送付する。

カ 上限額管理者は、上限額管理対象者の請求明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票を添付する。

キ 利用者負担上限額管理結果票を受け取った関係事業所は、上限額管理対象者の請求明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票を添付する。

(4) 略

(5) 略

5 上限額管理事務において使用する様式

II 利用者負担額一覧表

※ I 4 (3) アに関する通知が上限額管理者からあった場合については、作成不要。

1 利用者負担額一覧表とは

2 作成者

3 作成する単位

4 記載要領

III 利用者負担上限額管理結果票

イ 上限額管理者は、提出された「利用者負担額一覧表」に基づき、「利用者負担上限額管理結果票」(様式第2号)を作成する。

ウ 上限額管理者は、作成した「利用者負担上限額管理結果票」の内容について上限額管理対象者に確認を求める。

エ 上限額管理者は、毎月6日(サービス提供月の翌月6日)までに各関係事業所に「利用者負担上限額管理結果票」を送付する。

オ 上限額管理者は、上限額管理対象者の請求明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票を添付する。

カ 利用者負担上限額管理結果票を受け取った関係事業所は、上限額管理対象者の請求明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票を添付する。

(4) 略

(5) 略

5 上限額管理事務において使用する様式

II 利用者負担額一覧表

1 利用者負担額一覧表とは

2 作成者

3 作成する単位

4 記載要領

III 利用者負担上限額管理結果票

第6 介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払

I 介護給付費・訓練等給付費等の請求事務の概要

II 介護給付費・訓練等給付費等請求書（様式第一）

III 介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）

1 利用者負担上限額管理結果票とは

2 作成者

3 作成する単位

4 記載要領

(1) 略

(2) 記載要領

ア サービス提供年月

当該サービスを提供した年月を和暦で記載すること。

イ 支給決定障害者等欄

(ア) 市町村番号

上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定市町村の市町村番号を記載する。

(イ) 受給者証番号

上限額管理対象者の受給者証番号を記載する。

(ウ) 支給決定障害者等氏名

上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定障害者等の氏名を記載する。

(エ) 支給決定に係る障害児氏名

上限額管理対象者が障害児の保護者である場合は、上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定に係る障害児の氏名を記載する。

(オ) 利用者負担上限月額

上限額管理対象者の受給者証に記載された負担上限月額を記載する。

ウ 管理事業所欄

第6 介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払

I 介護給付費・訓練等給付費等の請求事務の概要

II 介護給付費・訓練等給付費等請求書（様式第一）

III 介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）

1 利用者負担上限額管理結果票とは

2 作成者

3 作成する単位

4 記載要領

(1) 略

(2) 記載要領

ア サービス提供年月

当該サービスを提供した年月を和暦で記載すること。

イ 支給決定障害者等欄

(ア) 市町村番号

上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定市町村の市町村番号を記載する。

(イ) 受給者証番号

上限額管理対象者の受給者証番号を記載する。

(ウ) 支給決定障害者等氏名

上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定障害者等の氏名を記載する。

(エ) 支給決定に係る障害児氏名

上限額管理対象者が障害児の保護者である場合は、上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定に係る障害児の氏名を記載する。

(オ) 利用者負担上限月額

上限額管理対象者の受給者証に記載された負担上限月額を記載する。

ウ 管理事業所欄

(ア) 指定事業所番号

上限額管理事業所の指定事業所番号を記載する。

(イ) 事業者及びその事業所の名称

上限額管理者の事業者名並びに主たる事業所として届け出た名称、所在地、郵便番号及び問い合わせ用の電話番号を記載する。

エ 利用者負担上限額管理結果

該当する上限額管理の結果を番号で記載する。

「1」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

「2」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

「3」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

オ 利用者負担額集計・調整欄

上限額管理対象者にサービス提供した事業所を、事業所番号単位で下記の順序により、上段左欄から下段右欄の順に記載する。

利用者負担額が負担上限月額を超える場合は、本順序により事業所が利用者負担額を優先徴収する方法で調整する（本順序は上限額管理者となる優先順位と同様。）。

① 上限額管理事業所（指定相談支援事業所の場合は②以降の順に記載する。）

② 日中活動系サービスを提供した事業所

③ 訪問系サービスを提供した事業所

④ 短期入所サービス事業所

⑤ 共同生活介護・共同生活援助（体験利用に限る。）を提供した事業所

※ 関係事業所の順序は、一覧表の提供サービス欄に記載されたサービス番号及び名称により判断する。

(ア) 指定事業所番号

上限額管理事業所の指定事業所番号を記載する。

(イ) 事業者及びその事業所の名称

上限額管理者の事業者名並びに主たる事業所として届け出た名称、所在地、郵便番号及び問い合わせ用の電話番号を記載する。

エ 利用者負担上限額管理結果

該当する上限額管理の結果を番号で記載する。

「1」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

「2」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

「3」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

オ 利用者負担額集計・調整欄

上限額管理対象者にサービス提供した事業所を、事業所番号単位で下記の順序により、上段左欄から下段右欄の順に記載する。

利用者負担額が負担上限月額を超える場合は、本順序により事業所が利用者負担額を優先徴収する方法で調整する（本順序は上限額管理者となる優先順位と同様。）。

① 上限額管理事業所（指定相談支援事業所の場合は②以降の順に記載する。）

② 日中活動系サービスを提供した事業所

③ 訪問系サービスを提供した事業所

④ 短期入所サービス事業所

⑤ 共同生活介護・共同生活援助（体験利用に限る。）を提供した事業所

※ 関係事業所の順序は、一覧表の提供サービス欄に記載されたサービス番号及び名称により判断する。

※ 同順序に複数の事業所がある場合は、原則として総費用額の多い順に記載する。

※ 関係事業所中に上限額管理の対象となる基準該当事業所がある場合は、指定障害者支援施設、のぞみの園及び指定障害福祉サービス事業者について、①から④の順序で整理した後、基準該当事業所を②③の順序で整理する。(指定障害福祉サービスの利用者負担額に係る負担上限月額を超える額は、介護給付費又は訓練等給付費により給付するが、基準該当障害福祉サービスの利用者負担額に係る負担上限月額を超える額並びに指定障害福祉サービスに係る利用者負担額及び基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額を合算した場合に負担上限月額を超える額は、高額障害福祉サービス費により給付することとなるため、基準該当事業所を後順位とすることで負担上限月額を超える額を給付費ごとに区分し易くする。)

(ア) 項番

当欄に記載する上限額管理事業所及び関係事業所の数に応じて、上段左欄から下段右欄の順に1から一連番号を付ける。

(イ) 事業所番号

関係事業所については、一覧表に記載された指定事業所番号を記載する。

(ウ) 事業所名称

上限額管理事業所は自らの名称を、関係事業所については一覧表に記載された事業所の名称を記載する。

(エ) 総費用額 (第5 利用者負担の上限額管理事務I 4 (3) アにより、上限額管理者が関係事業所に対し、「利用者負担額一覧表」の提出を不要とした場合については記載不要。)

a 上限額管理事業所については、事業所番号単位(明細書単位)で合計した当該上限額管理対象者に係る当該サービス提供月における総費用

※ 同順序に複数の事業所がある場合は、原則として総費用額の多い順に記載する。

※ 関係事業所中に上限額管理の対象となる基準該当事業所がある場合は、指定障害者支援施設、のぞみの園及び指定障害福祉サービス事業者について、①から④の順序で整理した後、基準該当事業所を②③の順序で整理する。(指定障害福祉サービスの利用者負担額に係る負担上限月額を超える額は、介護給付費又は訓練等給付費により給付するが、基準該当障害福祉サービスの利用者負担額に係る負担上限月額を超える額並びに指定障害福祉サービスに係る利用者負担額及び基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額を合算した場合に負担上限月額を超える額は、高額障害福祉サービス費により給付することとなるため、基準該当事業所を後順位とすることで負担上限月額を超える額を給付費ごとに区分し易くする。)

(ア) 項番

当欄に記載する上限額管理事業所及び関係事業所の数に応じて、上段左欄から下段右欄の順に1から一連番号を付ける。

(イ) 事業所番号

関係事業所については、一覧表に記載された指定事業所番号を記載する。

(ウ) 事業所名称

上限額管理事業所は自らの名称を、関係事業所については一覧表に記載された事業所の名称を記載する。

(エ) 総費用額

a 上限額管理事業所については、事業所番号単位(明細書単位)で合計した当該上限額管理対象者に係る当該サービス提供月における総費用

額を記載する。

※ 上限額管理加算の報酬算定の対象となる事業所については、上限額管理加算を含めた総費用額を計上する。

b 関係事業所については、一覧表に記載された当該上限額管理対象者に係る総費用額を転記する。

(イ) 利用者負担額 (第5 利用者負担の上限額管理事務 I 4 (3) アにより、上限額管理者が関係事業所に対し、「利用者負担額一覧表」の提出を不要とした場合については記載不要。)

a 上限額管理事業所については、事業所番号単位 (明細書単位) で合計 (調整) した当該上限額管理対象者に係る当該サービス提供月における利用者負担額 (明細書の「上限月額調整」、「調整後利用者負担額」又は「調整後利用者負担額 (短期用)」欄の合計額のいずれか低い方の額) を記載する。

※ 上限額管理事業所における「利用者負担額」により負担上限月額に到達した場合には、上限額管理事業所が提供したサービスについてのみ利用者負担額が生じ、関係事業所が提供したサービスについては、利用者負担額は生じない。この場合、関係事業所の「総費用額」及び「利用者負担額」の記載は要さず、上限額管理結果を「1」とする。

b 関係事業所については、一覧表に記載された当該上限額管理対象者に係る利用者負担額を転記する。

※ 上限額管理事業所の利用者負担額と関係事業所の利用者負担額を合算した結果、負担上限月額を超えなかった場合は、利用者

額を記載する。

※ 上限額管理結果が「3」になる場合で、上限額管理加算の報酬算定の対象となる事業所については、上限額管理加算を含めた総費用額を計上する (上限額管理事業所の利用者負担額のみでは負担上限月額に至らない場合は利用者負担額にも反映させる。ただし、関係事業所分で上限額調整がなされるため、最終的には上限額管理加算に係る1割相当額は利用者負担額に反映しない。)。

b 関係事業所については、一覧表に記載された当該上限額管理対象者に係る総費用額を転記する。

(イ) 利用者負担額

a 上限額管理事業所については、事業所番号単位 (明細書単位) で合計 (調整) した当該上限額管理対象者に係る当該サービス提供月における利用者負担額 (明細書の「上限月額調整」、「調整後利用者負担額」又は「調整後利用者負担額 (短期用)」欄の合計額のいずれか低い方の額) を記載する。

※ 上限額管理事業所における「利用者負担額」により負担上限月額に到達した場合には、上限額管理事業所が提供したサービスについてのみ利用者負担額が生じ、関係事業所が提供したサービスについては、利用者負担額は生じない。この場合、関係事業所の「総費用額」及び「利用者負担額」の記載は要さず、上限額管理結果を「1」とする。

b 関係事業所については、一覧表に記載された当該上限額管理対象者に係る利用者負担額を転記する。

※ 上限額管理事業所の利用者負担額と関係事業所の利用者負担額を合算した結果、負担上限月額を超えなかった場合は、利用者

負担額の調整事務は必要ない。この場合、「管理結果」の記載は要さず、上限額管理結果を「2」とする。

(カ) 管理結果後利用者負担額

(オ) で記載した各事業所の利用者負担額の合計額が当該上限額管理対象者の負担上限月額を超えるときは、「管理結果」の「利用者負担額」欄を使用して、事業所番号単位で、利用者負担額の調整を行う。

(オ) で記載した各事業所の「利用者負担額」について、累計額が当該上限額管理対象者の負担上限月額に到達するまで、項番が若い順に当欄に転記する。

※ この場合の上限額管理結果は「3」と記載する。

※ 累計額が負担上限月額に到達する事業所については、負担上限月額に到達することとなる額を記載し、到達後の事業所については「0」を記載する。

(キ) 合計

各項番の記載額の合計額（横計）を記載する。

カ 支給決定障害者等の確認

管理結果票を作成した場合は、上限額管理対象者に内容の確認を求め、署名又は記名押印を受ける。

IV 介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第三）

1 基本的留意事項

2 記載方法

(1) 略

(2) 略

(3) 日中支援加算欄

日中支援加算を算定する場合は、請求に係る支給決定障害者の日中活動サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所をいう。）の利用状況を次により記載する。

負担額の調整事務は必要ない。この場合、「管理結果」の記載は要さず、上限額管理結果を「2」とする。

(カ) 管理結果後利用者負担額

(オ) で記載した各事業所の利用者負担額の合計額が当該上限額管理対象者の負担上限月額を超えるときは、「管理結果」の「利用者負担額」欄を使用して、事業所番号単位で、利用者負担額の調整を行う。

(オ) で記載した各事業所の「利用者負担額」について、累計額が当該上限額管理対象者の負担上限月額に到達するまで、項番が若い順に当欄に転記する。

※ この場合の上限額管理結果は「3」と記載する。

※ 累計額が負担上限月額に到達する事業所については、負担上限月額に到達することとなる額を記載し、到達後の事業所については「0」を記載する。

(キ) 合計

各項番の記載額の合計額（横計）を記載する。

カ 支給決定障害者等の確認

管理結果票を作成した場合は、上限額管理対象者に内容の確認を求め、署名又は記名押印を受ける。

IV 介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第三）

1 基本的留意事項

2 記載方法

(1) 略

(2) 略

(3) 日中介護等支援加算欄

日中介護等支援加算を算定する場合は、請求に係る支給決定障害者の日中活動サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所をいう。）の利用状況を次により記載する。

<p>ア 指定事業所番号、事業所名称 請求に係る支給決定障害者が利用している日中活動サービス事業所の指定事業所番号及び事業所の名称を記載する。</p> <p>イ 当該事業所への通所日数 請求に係る支給決定障害者の当該月における当該事業所への通所日数（利用日数）を記載する。</p> <p>V サービス利用計画作成費請求書（様式第四）</p> <p>VI 特例介護給付費・特例訓練等給付費等請求書（様式第五）</p> <p>VII 特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書（様式第六）</p> <p>VIII サービス実績記録票</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 各書式の記載要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 行動援護サービス提供実績記録票（様式2）</p> <p>ア 提供日付・曜日 当該サービス提供月において、行動援護計画に記載したサービス提供予定日、その曜日を記載する。</p> <p>イ 行動援護計画 行動援護計画に基づいて、サービスの開始時間、終了時間及び計画時間数を記載する。</p> <p>※ 「初回加算」又は「緊急時対応加算」を算定する場合については、備考欄に「初回加算」又は「緊急時対応加算」と記載する。</p> <p>ウ サービス提供時間 実際にサービスを提供した時間（開始時間及び終了時間）を記載する。</p> <p>エ 算定時間数 「イ 行動援護計画」に記載した「計画時間数」を記載する。</p>	<p>ア 指定事業所番号、事業所名称 請求に係る支給決定障害者が利用している日中活動サービス事業所の指定事業所番号及び事業所の名称を記載する。</p> <p>イ 当該事業所への通所日数 請求に係る支給決定障害者の当該月における当該事業所への通所日数（利用日数）を記載する。</p> <p>V サービス利用計画作成費請求書（様式第四）</p> <p>VI 特例介護給付費・特例訓練等給付費等請求書（様式第五）</p> <p>VII 特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書（様式第六）</p> <p>VIII サービス実績記録票</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 各書式の記載要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 行動援護サービス提供実績記録票（様式2）</p> <p>ア 提供日付・曜日 当該サービス提供月において、行動援護計画に記載したサービス提供予定日、その曜日を記載する。</p> <p>イ 行動援護計画 行動援護計画に基づいて、サービスの開始時間、終了時間及び計画時間数を記載する。</p> <p>※ 「初回加算」又は「緊急時対応加算」を算定する場合については、備考欄に「初回加算」又は「緊急時対応加算」と記載する。</p> <p>ウ サービス提供時間 実際にサービスを提供した時間（開始時間及び終了時間）を記載する。</p> <p>エ 算定時間数 「イ 行動援護計画」に記載した「計画時間数」を記載する。</p>
--	--

※ 「所要時間7時間30分以上の場合」の単価を適用する場合は「8」を記載する。

オ 派遣人数

障害者等に対して複数人でサービスを提供した場合は、その人員数を記載する。

※ 複数派遣で各従業者のサービス提供時間が異なる場合は、欄を分けてアからエを記載する。

カ サービス提供者印

サービスを実際に提供した者は、サービス提供の都度、自署又は押印をする。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 共同生活介護サービス提供実績記録票（様式8）

ア 提供曜日

当該サービス提供月における各日付の曜日を記載する。

イ 支援実績

(ア) サービス提供の状況

次の区分により、入院又は外泊をした日（入院又は外泊を開始した日及び共同生活住居に戻った日を含む。）の状況を記載する。

・入院の初日・・・「入院」

・入院の中日・・・「入院」

・入院から共同生活住居に戻った日・・・「入院」

・入院（外泊）から外泊（入院）に移行した日・・・「入院（外泊）→外泊（入院）」

※ 「所要時間4時間30分以上の場合」の単価を適用する場合は「5」を記載する。

オ 派遣人数

障害者等に対して複数人でサービスを提供した場合は、その人員数を記載する。

※ 複数派遣で各従業者のサービス提供時間が異なる場合は、欄を分けてアからエを記載する。

カ サービス提供者印

サービスを実際に提供した者は、サービス提供の都度、自署又は押印をする。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 共同生活介護サービス提供実績記録票（様式8）

ア 提供曜日

当該サービス提供月における各日付の曜日を記載する。

イ 支援実績

(ア) サービス提供の状況

次の区分により、入院又は外泊をした日（入院又は外泊を開始した日及び共同生活住居に戻った日を含む。）の状況を記載する。

・入院の初日・・・「入院」

・入院の中日・・・「入院」

・入院から共同生活住居に戻った日・・・「入院」

・入院（外泊）から外泊（入院）に移行した日・・・「入院（外泊）→外泊（入院）」

- ・外泊の初日・・・「外泊」
- ・外泊の中日・・・「外泊」
- ・外泊から共同生活住居に戻った日・・・「外泊」

※ システムインターフェースにおいて今後コード化を検討（他の居住系サービスにおいても同様）。

- (イ) 夜間支援体制加算
夜間支援体制加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (ウ) 入院時支援特別加算
入院時支援特別加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (エ) 長期入院時支援特別加算
長期入院時支援特別加算が算定される支援を行った日には「備考」欄に訪問支援を実施した旨を記載する。
- (オ) 帰宅時支援加算
帰宅時支援加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (カ) 自立生活支援加算
自立性活支援加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (キ) 日中支援加算
日中支援加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。

(ク) 個人単位での居宅介護等の利用の状況

個人単位で居宅介護等を利用した日には「備考」欄に居宅介護等を利用した旨を記載する。

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略

- ・外泊の初日・・・「外泊」
- ・外泊の中日・・・「外泊」
- ・外泊から共同生活住居に戻った日・・・「外泊」

※ システムインターフェースにおいて今後コード化を検討（他の居住系サービスにおいても同様）。

- (イ) 夜間支援体制加算
夜間支援体制加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (ウ) 入院時支援特別加算
入院時支援特別加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (エ) 長期入院時支援特別加算
長期入院時支援特別加算が算定される支援を行った日には「備考」欄に訪問支援を実施した旨を記載する。
- (オ) 帰宅時支援加算
帰宅時支援加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (カ) 自立生活支援加算
自立性活支援加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。
- (キ) 日中支援加算
日中支援加算が算定される支援を行った日には「1」を記載する。

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略

<p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>IX 介護給付費・訓練等給付費等の支払</p> <p>第7 療養介護医療費の請求及び支払</p> <p>I 療養介護医療費の請求</p> <p>II 療養介護医療費の支払</p> <p>第8 転出・転入時の事務</p> <p>I 転出・転入による支給決定の実施主体の変更</p> <p>II 転出・転入により支給決定の実施主体が変更となる場合の手続</p> <p>第9 審査請求</p> <p>I 支給決定等に対する審査請求</p>	<p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>IX 介護給付費・訓練等給付費等の支払</p> <p>第7 療養介護医療費の請求及び支払</p> <p>I 療養介護医療費の請求</p> <p>II 療養介護医療費の支払</p> <p>第8 転出・転入時の事務</p> <p>I 転出・転入による支給決定の実施主体の変更</p> <p>II 転出・転入により支給決定の実施主体が変更となる場合の手続</p> <p>第9 審査請求</p> <p>I 支給決定等に対する審査請求</p>
---	---